

# 中野区犯罪被害者等支援条例に基づきこんな支援が始まりました



## 経済的支援

犯罪被害にあわれた方に支援金を支給します。

- 遺族支援金30万円
- 遺族子育て支援金  
>> 18歳以下の子ども一人につき30万円
- 重傷病支援金10万円



**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病）にあわれた区民及びその遺族

## 相談支援等

### 精神的被害への支援

精神的な被害の回復のために受けたカウンセリング費用を助成します。

- 1回のカウンセリングに対し上限5,000円を助成 >> 助成回数10回まで

**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

### 法律問題への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による相談の費用を助成します。

- 1回の法律相談に対し上限5,000円を助成 >> 助成回数3回まで

**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

## 弁護士費用の助成

刑事裁判に被害者参加する場合の弁護士費用を助成します。また、法テラスの「民事法律扶助」の制度を使って、民事裁判等を行う場合の、弁護士費用を助成します。

- 上限20万円まで



**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

## 居住支援

犯罪被害により今までの住居に居住することが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

- ホテルの宿泊代、ウィークリーマンションの賃料、転居のための費用 >> 合計20万円まで

**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

- これらの支援は中野区犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和2年4月1日）以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請にはそれぞれ期限があります。
- 重傷病とは 犯罪被害による怪我や病気のために治療に1ヶ月以上を要すると医師が認めたものです。
- 区民とは中野区に住民登録のある方及びそれに類する方です。

## 日常生活支援

### 家事援助、育児・介護援助、外出援助

犯罪被害により家事や介護が困難になった被害者のご自宅に、家事等を援助する協力員を無料で派遣します。（中野区社会福祉協議会のほほえみサービスの協力員の中で、一定の研修を受けた、犯罪被害に理解のある協力員に依頼します）

- 時間数 >> 合計60時間まで

**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

### 配食サービス

犯罪被害により家事が困難になった被害者のご自宅に弁当を配達します。

- 1日2回を上限に配達 >> 被害発生後30日まで



**【対象者】** 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

その他、支援事業ごとに必要な要件がありますので詳細については犯罪被害者等相談窓口までお問い合わせください

